

大津市議会ミッショントマップ2023

(議会版実行計画)

令和5年12月

大津市議会

1 大津市議会ミッションロードマップの取組について

本市議会では、議会がその機能を強化し、市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的として、大津市議会基本条例（平成27年条例第47号。以下「基本条例」といいます。）を定めています。

基本条例においては、基本理念として「市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すこと」を掲げるとともに、その基本理念にのっとった基本方針として「二元的代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に發揮すること」及び「市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと」の2つを掲げています。

そして、その基本方針の下、基本条例は、その規定の具現化のため、本市議会が議会活動の実行目標、工程、期間等を実行計画として策定することを定めています。

大津市議会ミッションロードマップ（以下「ミッションロードマップ」といいます。）は、当該実行計画として策定するものです。

2 ミッションロードマップの在り方の検証について

(1) これまでのミッションロードマップの取組に関する課題認識

本市議会では、これまで、平成27年及び令和元年にミッションロードマップを策定し、2期8年にわたり、様々な実行テーマを掲げて取組を推進してきましたが、他方で、さらなる成果を着実に挙げていくために改善を検討すべき課題も明らかになってきました。

このような中、前期のミッションロードマップにおける取組を終えるに当たり、当時の伴孝昭議長から、次期議会へのメッセージの中で、会議のための準備期間を十分に確保し、結論ありきの議論ではなく多様な意見をしっかりと集約しながら一歩一歩着実に議論を進めていくことができるよう計画に十分な余裕を持たせることや、新たな取組だけでなくこれまでの取組を振り返ることをテーマとすること等を検討してはどうかという指摘がありました。

また、令和5年5月には、竹内基二議長から、議長就任に際しての所信表明において、ミッションロードマップに関して検討を行うべき事項として、①他の議会活動及び議員活動への影響、緊急の課題に対応する必要性等に鑑みたボリューム感やスケジュール感の再検討、②「政策立案」と「議会改革」の両方を定めるというスキームの再検討、③4年間の実行計画を初年度に全て決めてしまうことの是非についての再検討等が指摘されました。

(2) 政策検討会議における検証結果

これらの指摘等を踏まえ、令和5年6月に、ミッションロードマップの在り方を検証し、次のミッションロードマップを策定するための政策検討会議を立ち上げ、議論を進めました。

その結果、ミッションロードマップの取組について、次の見直しを加え、ミッションロードマップを更に実効性の高いものにすることを目指しました。

ア ミッションロードマップは、基本条例に掲げる規定の具現化を目指した議会活動の実行計画であるため、議会として不断に取り組むべきものであるという認識の下、これまでどおり計画期間は議員任期に合わせた4年間としました。

その上で、ミッションロードマップに位置付けられた実行テーマが過多になり、スケジュールが過密になることにより、議論が表層的なものになること等がないようにするため、ミッションロードマップの策定時に、分量と工程に無理のない形で実行テーマを選定することとしました。

イ 「政策立案」と「議会改革」の両方を定めることとしていたスキームを見直し、その区別にとらわれずに真に必要とされる実行テーマの提案及び選定を行うこととしました。

ウ 4年間の計画期間中にも市を取り巻く情勢は刻々と変化するため、ミッションロードマップを策定する議員任期の初年度の時点において数年後に議論を開始することとして設定した実行テーマが、議論を開始する時点では時機を失したものになる場合があります。また、ミッションロードマップの策定時には想定することができなかった新たな課題が後に生じる場合もあります。これらを考慮すると、その時点その時点で議会として議論する必要性の高いテーマを適宜実行テーマに設定する必要があります。

そこで、計画期間の最初に全ての実行テーマをあらかじめ定める形をとらず、ミッションロードマップの計画期間の途中で改めて実行テーマについて議論し、これをミッションロードマップに設定することができる形にスキームを再構築することとしました。具体的には、計画期間の中間に、政策検討会議において、改めて全ての会派から実行テーマ案を募り、集まった実行テーマ案について全議員が評価を行い、次の実行テーマを選定することとしました。

3 大津市議会ミッションロードマップ2023の策定について

以上の検証結果等を踏まえ、政策検討会議における議論の結果、新しいミッションロードマップの形として、「大津市議会ミッションロードマップ20

23」を次のとおり策定することとしました。

(1) 対象期間

ミッションロードマップの対象期間は、今議員任期が令和5年5月1日から令和9年4月30日までであることを踏まえ、令和6年1月1日から令和9年3月31日までとしました。

(2) 実行テーマ

実行テーマについては、各会派から提案されたテーマを、次の「必要性」「市民性」「緊急性」「有益性」の4つの視点に基づいて全議員が評価し、その得点等を委員間で総合的に検討し、選定しました（資料編10ページから12ページまでを参照）。

- ・「必要性」 … 執行部ではなく議会自らが取り組む必要性の程度（大⇒3点、中⇒2点、小⇒1点）
- ・「市民性」 … 市民生活への反映・影響の程度（大⇒3点、中⇒2点、小⇒1点）
- ・「緊急性」 … 市民生活・市政（課題）における当該実行テーマに係る緊急性の程度（大⇒3点、中⇒2点、小⇒1点）
- ・「有益性」 … 市民生活・市政（課題）における当該実行テーマの果たす有効性・必要性の程度（大⇒3点、中⇒2点、小⇒1点）

その結果、ミッションロードマップ2023の実行テーマについては、次の表に記載のとおり、令和6年度までの期間を計画期間として、「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」とすることとしました。

この実行テーマは、各会派から提案された実行テーマ（案）に対する全議員による評価の結果、総点数の80%以上を獲得し、他の実行テーマの得点率と比較すると大きく抜きん出でていました。

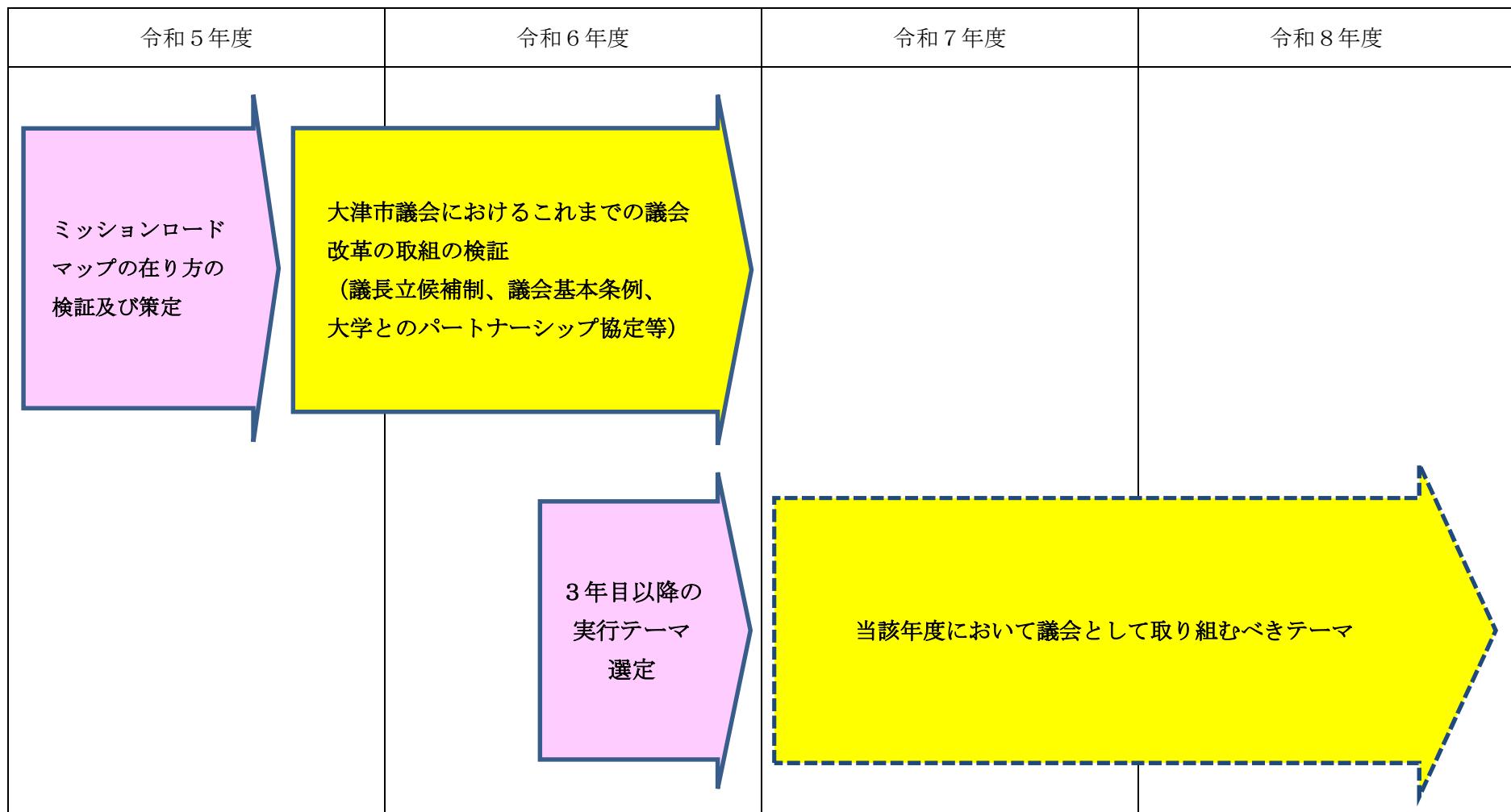
また、これまで本市議会では議会改革として非常に多くのテーマに取り組んできましたが、この「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」の実行テーマはこれまでの議会改革全般が対象となり得ます。すなわち、例えば議長立候補制や基本条例、大学とのパートナーシップ協定といったように、それら一つ一つがミッションロードマップにおける別々の実行テーマとして設定され得るようなものを多数包含する、非常にボリュームの大きい実行テーマとなります。

そこで、まずはこれを今期のミッションロードマップの実行テーマとして設定し、令和5年度と令和6年度において取り組んでいくこととしました。

そして、計画期間の中間である令和6年度の後半に、政策検討会議において、改めて全ての会派から実行テーマ案を募り、集まった実行テーマ案に

について全議員が評価を行い、次の実行テーマを選定することとしました。

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ 全体工程表>



※「大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証」については、政策検討会議等を主体として議論を行う。なお、令和7年度以降の実行テーマについては、内容に応じて、その都度議論する主体を定めることとする。

<大津市議会ミッションロードマップ2023の実行テーマ（詳細）>

実行テーマ (項目)	取組内容	実施主体	工程				議会基本 条例
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証 (議長立候補制、議会基本条例、大学とのパートナーシップ協定等)	<p>本市議会では、これまで長きにわたって数多くの議会改革に取り組んできた。</p> <p>これらの取組はおおむね成果を挙げ、各方面からも高い評価を得てきたが、中には期待した成果が得られていないと考えられる項目も存在する。</p> <p>もとより、議会改革はP D C Aサイクルによってその取組の効果等を検証して、必要に応じてよりよいものへと改善していくことが求められる。</p> <p>そこで、本市議会の議会改革に関するこれまでの取組のうち、十分な成果が得られていないと考えられる項目について、改めて検証し、改善策等を講じるとともに、成果が挙がっている項目についても、必要に応じて検証し、アップデートを図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長立候補制…導入後の状況を検証し、このまま継続するか、方法を変えて実施するか、廃止するか等を検討する。 ・議会基本条例…令和7年4月1日に施行後10年を迎えることに鑑み、各条項に規定された事項の実施状況等を検証し、必要に応じて改善策を講じる。 ・大学とのパートナーシップ協定…3つの大学との協定締結からそれぞれ約10年が経過する中で、更なる連携の推進に向けて検討する。 	政策検討会議等		➡			第5条 第21条

4 大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理等について

(1) 進行管理の主体

大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理（その策定時に想定していなかった、重要で、かつ、緊急を要する事態が生じた場合における対応を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

大津市議会ミッションロードマップ2023の進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会は、必要に応じその時期を変更し、又は実施しないことができます。

(3) 進行管理の手法

進行管理においては、当該年度に実施している実行テーマの進捗状況を検証し、次年度以降の進行の確認（実行テーマ、工程の変更等を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

資 料 編

1 政策検討会議の委員及び会議の経過

(委員名簿)

会派名	氏名	備考
新和会	八田憲児	座長
	棄野靖七	
湖誠会	竹内照夫	副座長
市民ネット21	嘉田修平	
大津市議会公明党議員団	佐藤弘	
日本共産党大津市会議員団	杉浦智子	
大津維新の会	森川えりな	
大津参政会	福永英晶	
協生会	出町明美	
清正会	谷祐治	
平和と市民自治	中川哲也	

(会議経過)

回数	日時	内容
1	R5.6.23	1 正副座長及び委員の紹介について 2 当面の日程（案）等について 3 ミッションロードマップの在り方の検証に係る会派の意見について 4 次回の日程について
2	R5.8.7	1 ミッションロードマップの在り方の検証に係る会派意見について 2 次回の日程について
3	R5.9.22	1 ミッションロードマップの実行テーマに係る各会派からの意向調査について 2 次回の日程について
4	R5.11.10	1 ミッションロードマップの実行テーマに係る正副座長案について 2 次回の日程について
5	R5.12.15	ミッションロードマップ2023に係る正副座長案について

政策検討会議全体会 令和5年12月25日

2 各会派から提案された実行テーマ（案）

提出会派	実行テーマ（案）	当該実行テーマに係る現状、課題等	議会として当該実行テーマに取り組む必要性
新和会・清正会	大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証	<p>本市議会では、これまで長きにわたって数多くの議会改革に取り組んできた。</p> <p>これらの取組はおおむね成果を挙げ、各方面からも高い評価を得てきたが、中には期待した成果が得られていないと考えられる項目も存在する。</p> <p>もとより、議会改革はP D C Aサイクルによってその取組の効果等を検証して、必要に応じてよりよいものへと改善していくことが求められる。</p> <p>そこで、本市議会の議会改革に関するこれまでの取組のうち、十分な成果が得られていないと考えられる項目について、改めて検証し、改善策等を講じるとともに、成果が挙がっている項目についても、必要に応じて検証し、アップデートを図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長立候補制…導入後の状況を検証し、このまま継続するか、方法を変えて実施するか、廃止するか等を検討する。 ・議会基本条例…令和7年4月1日に施行後10年を迎えることに鑑み、各条項に規定された事項の実施状況等を検証し、必要に応じて改善策を講じる。 ・大学とのパートナーシップ協定…3つの大学との協定締結からそれぞれ約10年が経過する中で、更なる連携の推進に向けて検討する。 	当該実行テーマは、議会以外で取り組むことができないものである。
日本共産党大津市会議員団	公契約条例の検討	<p>市の事業の委託化や指定管理者制度の導入など民間事業者の活用が進んでいるが、同様の業務でも金額に差が出ていたり、ワーキングプアといわれるような状況も生まれていると聞き及ぶ。</p> <p>また、事業に見合った予算が確保されず、事業進捗に支障を来しかねないことも危惧される。</p>	<p>公共事業における最低賃金の保障によって安心して働くことができる環境を整備し、公共サービスの質の向上を目指す。</p> <p>また、事業に見合った予算の確保による適切な事業推進と地域経済の活性化にもつなげていく。</p>

大津維新の会	①議員定数の見直し ②政務活動費の在り方	<p>① I C T活用等の新しい技術も取り入れられ、議員の負担軽減も考えられることから、定数の検討をすべきと考える。人口比率に対して適した人数か検討すべきと考える。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更され、インバウンドにも力を入れていく中で、国際的な学びも必要である。ほかにも、使い方など政務活動費のルールを今一度検討すべきと考える。</p>	無駄を省き、徹底的な行財政改革を推進する必要がある。
大津参政会	子ども市議会の導入	<p>選挙の投票率の低下や政治に対する関心の低さを改善しなければならない。</p> <p>投票権のない子どもたちが生きる環境の中での問題点、課題を抽出し、改善するきっかけになるとともに、子育て世代の投票率向上につながる。</p>	議会としても、投票権のない子どもたちの思いや考え方を知る機会になる。
協生会	抜本的な空き家対策の推進について ～空き家にさせない包括的高齢者福祉～	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者の飛躍的増加 ・高齢期の孤立、孤独 ・認知症者の増加 ・居住者の死後そのまま放置される空き家の増加 ・放置空き家による近隣住民の生活環境の悪化 	<p>都市計画部住宅政策課、健康保険部長寿政策課、福祉部障害福祉課、同部生活福祉課等、部局横断的な高齢者支援施策が抜本的な空き家対策につながると考える。</p> <p>縦割り行政に横串を刺す部局横断的包括的な取組には議会からの働きかけが必要と思われる。</p>
平和と市民自治	市民フリースピーチ制度	<p>愛知県犬山市議会で行われている同制度は、市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現に努めることを目的に開催されている。</p> <p>上記の制度は、議会も行政も新たな気付きを得ることにもなり、市政への市民の声の反映にもつながる。</p>	議会にしかできない課題である。

(実行テーマ（案）を募った時点における会派構成による。)

3 各会派から提案された実行テーマ（案）に対する全議員による評価結果

(評価を実施した時点における会派構成による。)

番号	実行テーマ（案）	選定基準（3段階評価）				合計（456点満点） 得点率	提案会派
		必要性 (114点満点)	市民性 (114点満点)	緊急性 (114点満点)	有益性 (114点満点)		
1	大津市議会におけるこれまでの議会改革の取組の検証	104	87	81	96	368 80.70%	新和会・清正会
2	政務活動費の在り方	74	67	65	66	272 59.64%	
3	議員定数の見直し	66	65	64	64	259 56.79%	大津維新の会
4	公契約条例の検討	61	58	51	58	228 50.00%	日本共産党大津市会議員団
5	子ども市議会の導入	60	59	45	55	219 48.02%	大津参政会
6	抜本的な空き家対策の推進について ～空き家にさせない包括的高齢者福祉 ～	50	52	51	49	202 44.29%	協生会
7	市民フリースピーチ制度	51	53	42	48	194 42.54%	平和と市民自治

4 大津市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第5条—第13条）

第3章 議会と市民との関係（第14条—第16条）

第4章 議会と市長等との関係（第17条—第20条）

第5章 議会の機能強化等（第21条—第28条）

第6章 補則（第29条）

附則

大津市は古代、天智天皇が都を置いた地として古都指定を受けた都市であるとともに、父なる比良、比叡の山々、母なる琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の中で悠久の歴史と文化を育んできた。

明治31年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた。そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、大津市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に發揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、大津市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大津市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員（以下「議員」という。）及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（実質的最高規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならぬ。

（基本理念）

第3条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

（基本方針）

第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に發揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第5条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不斷に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

（議会活動実行計画の策定）

第5条の2 議会は、この条例に掲げる規定を具現化するため、議会活動の実行目標、工程、期間等を定めた実行計画を策定するものとする。

2 議長は、これを公表する。

（平28条例59・追加）

（災害時の議会対応）

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

（議員の活動原則）

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

（議員の政治倫理）

第8条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、大津市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第66号）で定める。

（議員定数）

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、38人とする。

2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

（議員報酬）

第10条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。

2 前項の規定に基づく議員報酬については、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）で定める。

（令元条例20・一部改正）

（会派）

第11条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。

(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）で定める。

(通常議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第14条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聞く機会を確保するものとする。

(平30条例39・一部改正)

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

(会議の公開)

第16条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第17条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を

通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

(確認の機会の付与等)

第18条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行わなければならない。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができるものとする。

(議決事件の追加)

第19条 議会は、第4条第1号に規定する議決機関としての権能を最大限に發揮するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「会議条例」という。）で定める。

(議会の委任による専決処分)

第20条 議会は、議決権限の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、法第180条に規定する専決処分の事項を決めなければならない。

2 前項の規定に基づく議会の委任による専決処分については、会議条例で定める。

第5章 議会の機能強化等

(議会改革)

第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議条例、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）、議会内の申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第21条の2 議会は、他の地方公共団体と共に行政課題に対応するに当たっては、当該他の地方公共団体の議会と連携を図るよう努めるものとする。

(平30条例39・追加)

(議員研修)

第22条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

(専門的知見等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の目的を達するため、大学等との連携の更なる推進に努めるものとする。

(附属機関等の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。

(議会局の設置及び体制強化)

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。

3 職員の定数は、大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の定めるところによる。

4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の措置に努めなければならない。

第6章 補則

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市議会議員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大津市議会議員定数条例（平成13年条例第64号）

(2) 大津市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年条例第17号）

(3) 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成21年条例第25号）

(4) 大津市議会事務局設置条例（昭和37年条例第34号）

(5) 市長の専決処分事項に関する条例（昭和35年条例第1号）

(大津市議会政務活動費交付条例の一部改正)

3 大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を「大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）第11条第1項に規定する会派で、所属議員が1人の場合を含む。」に改める。

(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附 則（平成28年6月6日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月4日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。